

新上五島町財政健全化計画 19年度改訂版

- 財政健全化の枠組み堅持 -

平成19年11月21日

新 上 五 島 町

目 次

	ページ
序 改訂にあたって	1
直面する財政運営上の諸課題	2
第1 減少する地方交付税	2
第2 高止まりの公債費	2
第3 基金残高の現況	3
第4 公共施設の維持管理経費の増嵩	3
財政健全化計画見直しの必要性	4
第1 見直しの意義	4
第2 見直しの手法	4
財政健全化計画とこれまでの成果	5
今後の財政収支見通し	6
第1 中期財政収支見通しの時点修正	6
第2 財政健全化計画が目指す新たな財源対策（新目標額）	9
財政健全化計画	10
第1 基本方針の達成状況	10
第2 取組項目の推進状況	10
第3 財政健全化対策の状況（負担割合）	22
計画見直し後の本町財政の姿	23
第1 新たな中期財政収支見通し	23
第2 今後の展望について	24
< 添付資料 >	
別表1 当初計画による収支改善効果の実績及び見込額一覧	
別表2 計画見直しによる収支改善効果の見込額一覧	

序 改訂にあたって

平成16年度以降、国が推し進めた三位一体改革¹において、満足のいく税源移譲が行われないうまま地方交付税が大幅に削減され、地方自治体の多くは、厳しい財政運営を余儀なくされておりますが、先般、会計操作による赤字隠しで北海道夕張市が破綻するという、想定外であった自治体破綻が現実のものとなりました。

国では、地方の自己規律による財政健全化を促すため、平成19年6月に財政健全化法が制定され、自治体財政の早期是正の検討が進められており、また、平成18年度から地方債の借入れが許可制から協議制へ移行したことに伴い、新たに財政の健全度を計る指標として実質公債費比率を導入するなど、自治体の自己管理、自己責任の下での財政面の強化が進められています。

平成16年8月、5町合併で誕生した本町は、積年の景気対策にかかる町債発行や三位一体改革による影響等を背景に、合併直後から大幅な財源不足に直面し、このままで推移した場合、平成19年度には財政再建団体²への転落も想定されるという、深刻な財政危機に見舞われました。

われわれは、住民サービスの著しい低下と住民負担の大きな増加を招き、先達から継承してきた独自のまちづくりの中断をも意味する、財政再建団体への転落を何としても回避するとの決意の下、平成17年12月、早期の自主再建と財政構造の転換を目指して、平成21年度までの4年間で行うべき、身を削った厳しい取組みを盛り込んだ「新上五島町財政健全化計画」を策定いたしました。

この一年、町民の皆様の協力を得て進めた取組みの成果と、合併に伴う国・県の財政支援策を活用することによって、当面の財政再建団体への転落は回避することができました。

しかしながら、合併直後の財政支援は一時的なものであり、今後本格化する町総合計画の実施財源を確保するためには、引き続き、財政健全化への取組みが求められています。

そこで今般、平成17年度に策定した財政健全化計画を実効性あるものにするため、これまでの取組みについて、その実績や目標数値などの検証を通して、計画の見直しを実施いたしました。

今後とも、こうした改訂作業を毎年行い、さらに進んだ取組みを盛り込むなど、気を緩めることなく、職員が一丸となって、計画期間内での収支均衡に向け邁進する所存でありますので、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

1 小泉内閣の構造改革の一環として、いわゆる「骨太の方針」の中に盛り込まれた「国庫補助負担金の縮減」、「国から地方への税源移譲」、「地方交付税改革」を一体で行い、国と地方の税財政関係を抜本的に見直す改革のこと。平成16年度から18年度で実施され、4.7兆円の国庫補助負担金を削減し、3兆円の税源移譲が行われたが、これとは別に5.1兆円の地方交付税が削減された。

2 いわゆる財政再建団体とは、財政健全化法で規定する赤字額が一定規模（標準財政規模の20%）を超える市町村のこと。企業でいう会社更生法の適用に相当するものと言われている。

直面する財政運営上の諸課題

第1 減少する地方交付税³

現在、旧合併特例法による手厚い国の財政支援を受けておりますが、特に本町では、依存度の高い地方交付税に係る合併支援措置の終了を前提とした、中長期的な視点からの財政運営が求められています。

1 普通交付税の合併算定替

合併特例である普通交付税の算定替措置として、平成26年度までは合併がなかったと仮定して、毎年算定した普通交付税が全額保障されますが、平成27年度からは合併算定替による増加額が逡減し、平成32年度以降は当該措置がなくなります。

合併がなかったと仮定して、旧5町各々で算定する普通交付税額を合算したものを合併算定替数値と云い、一本算定数値とは、新上五島町一町として算定した交付税額を指しますが、ここ3年間の推移を見ますと、仮に交付税額が一本算定数値となった場合、年あたり約17億円前後の財源不足が生じることになります。

普通交付税の算定替による増加額 (百万円)

区 分	17年度	18年度	19年度
合併算定替数値 a	7,860	7,715	7,892
一本算定数値 b	6,173	6,041	6,129
増加額 (a-b)	1,687	1,674	1,763

注)平成17年度と18年度は決算額、19年度は決定通知額

2 その他の合併支援の終了

上記1の普通交付税の合併算定替措置のほか、地方交付税にかかる合併補正（普通交付税；合併後5年間）や包括的支援（特別交付税；合併後3年間）が順次終期を迎えます。

地方交付税に係る合併支援の状況 (百万円)

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
合併補正 / 普通交付税	/	83	79	79	(79)	(79)	399
包括的支援 / 特別交付税	360	216	144	/	/	/	720
計	360	299	223	79	(79)	(79)	1,119

注)表中の括弧書きは今後の交付見込額

第2 高止まりの公債費

町債残高（家計でいえばローン残金）の削減については、財政健全化計画による町債発行の抑制措置により一定の成果が得られたところですが、合併前の一時期に町債発行が集中しているため、公債費（ローン返済額）は、繰上償還や借換えの実施など平準化に努めているものの、平成20年度をピークに30億円台後半の高水準で推移することになります。

この高止まりの公債費が他の行政経費を圧迫し続けており、対応を誤ればさらに苦しい返済を余儀なくされる可能性もあります。

³ 地方交付税とは、地方公共団体が等しく行うべき事業を遂行することができるよう、各地方公共団体の財源不足額に応じて、一定の基準により国が交付する税のこと。「普通交付税」と「特別交付税」に分類される。

町債の発行額及び残高、公債費の推移（普通会計）（百万円）

区 分	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	H21-H16
町債発行額	1,948	961	532	1,671	693	1,054	894
町債残高(年度末)	40,013	37,704	35,889	34,631	32,273	30,467	9,546
公債費	4,977	4,707	3,955	4,032	4,134	3,912	1,065

注1)「町債発行額」欄は、臨時財政対策債・減税補てん債、借換えにかかるものを除く。

注2)「公債費」欄は、借換えにかかるものを除く。

注3)平成19年度以降は、時点修正後の中期財政収支見直しの推計値を計上

第3 基金残高の現況

本町の基金（貯金）のうち、財政調整基金と減債基金の残高については、合併直後と比べれば回復基調にありますが、人口規模や産業構造が類似している団体（以下「類似団体」という。）と比較すると、決して多い方ではありません。

財政調整基金の残高は、平成18年度決算速報値で6億2百万円となっていますが、一般に標準財政規模⁴（本町は約11.1億円）の10%程度が適当とされ、九州の4つの類似団体においても、本町より相当高い水準が保たれております。地方財源の縮小が進む中、年度間の財政調整機能の確保は緊急の課題となっており、今後、新しいまちづくりを推進するためには、一定額の財政調整基金の積立てが必要となります。

減債基金については、公債費が当面高水準で推移すること、町債残高が類似団体を大きく上回っていることを考慮し、さらなる積立てが求められます。

基金残高の類似団体との比較（百万円）

区 分	財政調整基金				減債基金				住基人口 (H18末)
	16年度	17年度	18年度	対標財	16年度	17年度	18年度	町債残高	
宮崎県T町	348	348	491	11.9%	116	116	85	7,820	22,110人
宮崎県M町	505	555	556	11.6%	30	20	13	6,771	24,890人
大分県H町	340	463	659	12.3%	280	312	418	9,583	28,033人
熊本県K町	1,449	1,450	1,645	25.4%	598	398	449	12,945	32,582人
新上五島町	336	379	602	5.4%	350	757	758	35,889	25,009人

注1)平成18年度の数値は決算速報値であり変動する場合があります。

注2)「対標財」欄は、平成18年度における標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合

注3)「町債残高」欄には平成18年度末現在の町債残高を計上

第4 公共施設の維持管理経費の増高

合併に伴い町域が広がった本町は、旧5町からそのまま引き継いだ多くの福祉施設、教育施設、地区公民館、庁舎等を有しており、これらを維持するための人件費・物件費が財政の圧迫要因の一つに数えられています。

今後、建物の経年劣化や機器の故障等による維持補修費に加え、建築年次の古い建物に対する耐震化対策、さらには建替や改修経費の増大が懸念されております。

また、職員数もこの10年間で約200名減少する見込みであり、現行のサービス水準を維持していくためには、中長期の視点から「公共施設の統廃合」について論議を開始する時期を迎えていると考えます。

4 地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模のこと。具体的には、「標準税収入額」「普通交付税」「地方譲与税」の合計で算出される。

財政健全化計画見直しの必要性

第1 見直しの意義

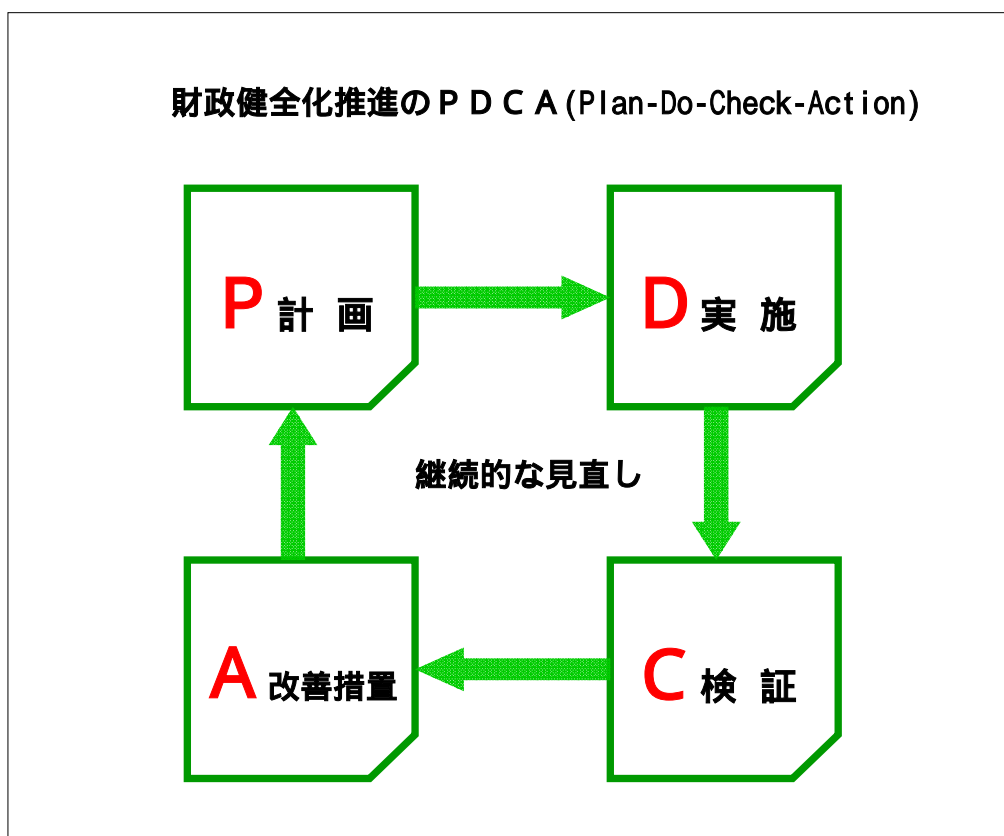
本町では、平成17年12月に財政健全化計画を策定し、具体的な財政改革に着手しております。

ただ、現在のような国と地方の税財政制度の変革期にあっては、毎年、財政の収支見通しを時点修正し、この推移に合わせて、財政構造上の課題を正しく把握しながら、健全化計画全体を定期的に見直すことが求められます。

第2 見直しの手法

この財政健全化計画を実効性のあるものとするため、行政評価制度と同様の手法、いわゆる「PDCAサイクル⁵」を活用して、毎年、財政健全化推進に向けた取組みの見直しを行います。

また、その結果については、広報・ホームページ等を通して町民に周知しながら着実に推進することとします。



5 典型的なマネジメントサイクルの1つで、計画(plan)、実行(do)、評価(check)、改善(action)のプロセスを順に実施し、最後の改善を次の計画に結び付け、らせん状に品質の維持・向上や継続的な業務改善活動などを推進するマネジメント手法をいう。

財政健全化計画とこれまでの成果

平成17年度に策定した財政健全化計画（以下「当初計画」という。）による取組みの成果を検証するため、当初計画と実際の決算状況との比較を行いました。

計画実施の初年度にあたる平成18年度決算は、歳入・歳出とも費目ごとに特別な要因により変動があるものの、ほぼ計画どおりの取組みが行われた結果、当初計画を2億4千万円上回る6億円台の財政調整基金が確保できました。

財政健全化計画と実際の決算状況との比較 （百万円）

区 分	17年度			18年度(初年度)			
	当 計	初 画	決 算 額	比 較	当 計	初 画	決 算 額
歳 入	町税	2,565	2,736	171	2,561	2,693	132
	地方譲与税	240	239	1	240	317	77
	各種交付金	348	301	47	277	313	36
	地方交付税	9,497	9,730	233	8,965	9,470	505
	使用料・手数料	441	465	24	453	407	46
	国・県支出金	2,549	2,815	266	1,823	1,824	1
	財産収入	151	163	12	52	41	11
	繰入金	475	253	222	305	115	190
	繰越金	304	304	0	22	207	185
	町債	1,024	961	63	547	532	15
	その他	390	462	72	406	416	10
	歳入総額	17,984	18,429	445	15,651	16,335	684
歳 出	人件費	3,897	3,903	6	4,095	4,031	64
	扶助費	1,107	1,149	42	1,090	1,089	1
	公債費	4,723	4,707	16	4,354	3,955	399
	投資的経費	2,436	2,604	168	984	1,553	569
	物件費	2,744	2,460	284	2,336	2,274	62
	補助費等	1,302	1,404	102	1,244	1,311	67
	積立金	121	539	418	1	224	223
	繰出金	1,554	1,391	163	1,468	1,608	140
	その他	78	65	13	79	91	12
	歳出総額	17,962	18,222	260	15,651	16,136	485
収支差引	-	22	207	185	0	199	199
基金残高(年度末)	1,061	1,701	640	757	1,811	1,054	
財政調整基金	456	379	77	359	602	243	
減債基金	136	757	621	136	758	622	
特定目的基金	469	565	96	262	451	189	
町債残高(年度末)	37,720	37,704	16	35,472	35,889	417	
起債制限比率	15.5%	15.3%	0.2%	16.8%	14.8%	2.0%	

注1) 普通会計ベースの数値を計上している。

注2) 歳入「町税」には地方特例交付金(減税分)、減税補てん債相当額を含む。

注3) 歳入「地方交付税」には臨時財政対策債振替相当額を含む。

注4) 18年度に実施した借換えにかかる歳入歳出額を除く。

今後の財政収支見通し

中期財政収支見通しは、財政健全化計画策定の基礎数値となるものであり、策定時点における地方財政制度を前提として、一定の仮定の下に機械的な手法を用いて推計されます。このため、年度毎に情勢の変化を踏まえて時点修正を行い、当該年度以降の収支見通しを見直していく必要があります。

第1 中期財政収支見通しの時点修正

1 平成19年度の決算見込み

平成19年度の決算見込みは、中期財政収支見通しを時点修正する際の発射台となることから、前年度繰越金、普通交付税の確定等を踏まえて精査しました。

平成19年度の決算見込み

(百万円)

区分	当初計画 a	9月補正後 予算額	今後補正 見込額	決算見込額(最終予算見込額)			
				b	b-a	主な増減理由	
歳入	町税	2,527	2,558	112	2,670	143	税源移譲
	地方譲与税	240	130	0	130	110	所得譲与税の廃止
	各種交付金	294	306	11	317	23	
	地方交付税	8,755	8,916	488	9,404	649	算定基準の見直し
	使用料・手数料	617	473	0	473	144	料金改定の一部見送り、激変緩和措置
	国・県支出金	1,758	1,892	0	1,892	134	普通建設事業に連動
	財産収入	52	33	3	36	16	
	繰入金	192	800	745	55	137	
	繰越金	0	198	1	199	199	
	町債	508	1,695	24	1,671	1,163	合併特例基金、普通建設事業に連動
	その他	405	469	3	466	61	
歳入総額	15,348	17,470	157	17,313	1,965		
歳出	人件費	3,992	3,981	55	3,926	66	勸奨・希望退職者
	扶助費	1,090	1,125	0	1,125	35	児童手当の増額
	公債費	4,052	4,040	8	4,032	20	
	投資的経費	1,256	1,734	27	1,707	451	普通建設事業の増
	物件費	2,336	2,378	78	2,300	36	
	補助費等	1,206	1,433	0	1,433	227	温水プール・給食センター委託料の振替
	積立金	1	1,106	26	1,132	1,131	合併特例基金(1,000百万円)
	繰出金	1,336	1,546	20	1,526	190	診療所改革の先送り、水道料金の減
	その他	79	127	5	132	53	
歳出総額	15,348	17,470	157	17,313	1,965		

注1) 「決算見込額」欄には、普通会計の最終予算見込額を計上し歳入歳出を同額とした。

注2) 歳入「町税」には、地方特例交付金(減税分)、減税補てん債振替相当額を含む。

注3) 歳入「地方交付税」には、臨時財政対策債への振替相当額を含む。

当初計画における中期財政収支見通し(計画実施前;現状のまま推移した場合)では、平成19年度に財政再建団体転落ラインの累積赤字22億円台を突破すると推計されていましたが、当面、転落を回避できる見通しとなり、平成19年度決算見込みでも大幅な収支不足を生じることなく運営できるとの試算がなされております。

2 現時点における中期財政収支見直し

平成18年度の取組みの成果と平成19年度の決算見込みを踏まえて、平成21年度までの財政収支見直しを時点修正しました。

推計にあたっては、当初計画の取組みで平成18年度決算に反映されたもののうち、人件費の抑制、物件費の削減、公債費の抑制、受益者負担の適正化、補助金・負担金・扶助費の見直し、他会計繰出金の抑制などは、平成19年度以降も収支改善効果が継続するものとして織り込んでおり、これらによる平成21年度までの4年間の効果見込額は、累計で51億7千万円となります（詳細は別表1）。

時点修正後の中期財政収支見直し＜計画見直し前＞ (百万円、%)

区 分	18年度決算		19年度決算見込		20年度計画		21年度計画		
	(初年度)	前年比	(2年度)	前年比	(3年度)	前年比	(4年度)	前年比	
歳入	町税	2,693	1.3	2,670	0.9	2,557	4.2	2,499	2.3
	譲与税・交付金	630	5.9	447	29.0	447	0.0	447	0.0
	地方交付税	9,470	4.3	9,404	0.7	9,355	0.5	9,076	3.0
	国・県支出金	1,824	35.2	1,892	3.7	1,836	3.0	1,728	5.9
	繰越金	207	31.9	199	3.9	100	49.7	0	皆減
	町債	532	67.5	1,671	214.1	693	58.5	1,054	52.1
	その他	864	20.8	975	12.8	903	7.4	873	3.3
	歳入総額	16,220	10.8	17,258	6.4	15,891	7.9	15,677	1.3
歳出	義務的経費	9,075	7.0	9,083	0.1	9,448	4.0	8,856	6.3
	人件費	4,031	3.3	3,926	2.6	4,194	6.8	3,824	8.8
	扶助費	1,089	5.1	1,125	3.3	1,120	0.4	1,120	0.0
	公債費	3,955	16.0	4,032	1.9	4,134	2.5	3,912	5.4
	うち繰上償還	0	皆減	58	皆増	0	皆減	0	皆減
	投資的経費	1,553	40.4	1,707	9.9	1,541	9.7	1,806	17.2
	その他の経費	5,508	6.0	6,523	18.4	5,313	18.5	5,259	1.0
	物件費	2,274	7.6	2,300	1.1	2,250	2.2	2,210	1.8
	補助費等	1,311	6.6	1,433	9.3	1,428	0.3	1,425	0.2
	繰出金	1,608	15.6	1,526	5.1	1,517	0.6	1,506	0.7
その他	315	47.9	1,264	301.3	118	90.7	118	0.0	
歳出総額	16,136	11.4	17,313	7.3	16,302	5.8	15,921	2.3	
収支差引 - =	84		55		411		244		
基金調整額	115		55		0		0		
調整後の収支 +	199		0		411		244 (655)		

(累積)

基金残高(普通会計)	18年度決算	19年度決算見込
計	1,811	2,888
財政調整基金	602	728
減債基金	758	758
特定目的基金	451	1,402

注1)普通会計ベースの数値を計上している。

注2)繰入金は、各年度の収支を明確にするため「基金調整額」として外出している。

〔推計の前提条件〕

- (1)平成 18 年度については、普通会計ベースの決算値を計上している。
- (2)平成 19 年度については、最終予算見込額を用いて収支を 0 としている。
- (3)平成 20 年度以降の収支見通しの主な推計方法は次のとおり。

町税は、三位一体改革に伴う税源移譲⁶、定率減税の廃止⁷後の推移を加味し、景気動向を踏まえ、推計人口増減率（前年比 2%の減）で再試算をしている。また、石油備蓄基地交付金の減収を考慮している。

地方交付税については、普通交付税を対前年比 0.7%の減（事業費補正・公債費分は実額算入）で積算し、今後の税収の減分相当（石油備蓄基地交付金の減）の増加を見込んだ。

特別交付税は、合併包括支援措置の終了と前年比 5%の減で再試算している。なお、臨時財政対策債振替額⁸については、現行制度が継続することを前提として平成 19 年度と同額を計上している。

国・県支出金については、普通建設事業にかかるものは平成 19 年度振興実施計画により個別に積算している。

繰越金は、平成 19 年度収支に最終予算額を用いることから、平成 20 年度の繰越金は 0 となるが、過去の決算状況を踏まえて 1 億円を見込むこととしている。

町債は、普通建設事業に連動させている。

人件費は、実際の退職者数の動向を考慮し、定員適正化計画・行財政改革実施計画に基づき再試算している。職員数は、勸奨・希望退職者の見込数を考慮していない。

また、市町村総合事務組合への退職手当負担金は、平成 17 年度に一部支払の猶予を受けた 3 億円を、平成 20 年度に一括払いを行うことにしている。

公債費は、公債費適正化計画に基づき、既発債の確定値と新発債の推計値により積算している。

投資的経費は、平成 19 年度振興実施計画により積算している。

他会計繰出金は、各特別会計における見通しを個別に積算し再試算している。

積立金は、平成 19 年度については最終予算見込額を計上し、それ以降については単年度ごとの収支不足額を明確にするため運用利息以外は未計上とする。

基金調整額（繰入金）は、平成 19 年度については最終予算見込額を計上し、それ以降については単年度ごとの収支不足額を明確にするため未計上とする。

6 平成 19 年から、次のように所得税の税源の一部を地方税に移譲することになり、所得税と住民税の税率が変わったので、所得税と住民税の合計額は変わらないが、前年と同じ所得でも所得税額は減額されることになる。

・所得税（平成 19 年 1 月より）…… 4 段階の税率を 6 段階に細分化
・住民税（平成 19 年 6 月より）…… 3 段階の税率を一律 10%に変更

7 定率減税は、平成 11 年に景気対策で導入された税負担の軽減処置で、所得税額の 20%（上限額 25 万円）と、個人住民税額の 15%（上限額 4 万円）がそれぞれ減額されていたが、平成 18 年には軽減処置が半分となり、平成 19 年からは廃止となったので、その分は所得税額・住民税額ともに増税となった。

8 国の財源不足により、本来は地方交付税として現金交付されるべきものが、地方公共団体の借入金に振り替わっているものであり、本町における本来の地方交付税額の水準を示すため、地方交付税に含めて計上している（町債には未計上であることに注意）。

第2 財政健全化計画が目指す新たな財源対策（新目標額）

前記第1の「時点修正後の中期財政収支見通し」では、平成20年度及び平成21年度の2カ年の累計で6億5千5百万円の収支不足が推計されています。

この間は、島内経済の低迷に伴う税込減や公債費がピークを迎えるなど予断を許さない状況が続くほか、総合実施計画に掲げるまちづくりを進める財源として、一定の基金残高を保持するためにも、ここが財政運営上の正念場と考え、さらなる財政健全化策を講じることとします。

そこで、今回の計画見直しでは、収支不足額6億5千5百万円の解消を新たな目標として、次表に掲げる財源対策を講じることとします。

新たな財源対策の年度別目標額		(百万円)		
区 分		20年度	21年度	累計
1	時点修正後の中期財政収支見通しによる収支不足額	411	244	655
2	新たな財源対策	411	255	666
	見直し後の財政健全化計画による収支改善額	84	255	339
	基金繰入れによる財源調整額	327	0	327
3	財源対策後の収支(1+2)	0	11	11
繰入後の基金残高(年度末現在高)		2,367	2,373	
	財政調整基金	401	401	
	減債基金	558	558	
	特定目的基金	1,408	1,414	

注) 平成19年度に追加実施する公債費の繰上償還については、その財源を減債基金からの繰入金(2億円)で対応する予定であるが、実質上、繰上償還が黒字要素と見なされるため、当該繰入金は、上表2の「基金繰入れによる財源調整額」に計上しない。

財政健全化計画

現時点での収支回復基調をより確実なものにするため、『平成17年度策定時に掲げた財政健全化の枠組みを引き続き堅持する』との姿勢をもって、財政健全化計画の見直しを実施することとします。

当初計画については、前記で総額ベースでの比較を行いましたが、ここでは平成18年度の実績額を基本として、「財政健全化推進のPDCA」の手法により、その進捗状況を具体的に検証し、平成19年度以降の個々の対応や取組みを見直しました。

第1 基本方針の達成状況

計画策定の基本方針について、現時点での達成状況を平成18年度決算に基づき検証し、平成19年度以降の対応を見直しました。

基本方針	達成状況	19年度以降の対応
ア 財政再建団体転落の回避	達成	現状維持
イ 基金に依存しない財政運営と5億円の財政調整基金の確保	一部達成 ・基金調整額115百万円 ・財調基金残高602百万円	基金増しによる年度間の財源調整機能の充実
ウ 財源対策の50%以上は役場内部の削減努力で負担	達成 ・78.7%(当初計画64.5%)	役場内部の高負担率の保持
エ 起債制限比率14%以内の早期達成	未達成 ・18年度14.8%	「実質公債費比率17%未満の早期達成」方針を追加
オ 他会計繰出金の縮減	未達成 ・H18～H21 358百万円 (当初計画1,083百万円)	各会計健全化の促進強化

第2 取組項目の推進状況

当初計画で示された具体的な取組みについて、平成18年度における推進状況の検証及び平成19年度以降の収支改善に向けた新規・拡充項目は、以下のとおりです。
(新・目標効果額の詳細は別表2)

1 役場内部の改革・改善(内部努力)

(1) 人件費の抑制

新・目標効果額 38百万円

【当初計画】

一時的な措置として、平成17年度から実施している次の職員給与の減額を平成21年度まで継続する。

職 種	措置内容
特別職(町長、助役、収入役)	給料・期末勤勉手当を20%減額する。
一般職	給料・期末勤勉手当を一律10%減額する。
	管理職手当を平均で50%減額する。

注)平成19年度から助役が副町長に変更され、収入役制度は廃止されている。

【評価結果】

平成18年度の実績は計画額をやや下回っておりますが、今後の収支状況をみながら平成19年度以降も継続することとします。

その他、時間外勤務手当を給料総額の2%以内に抑制しましたが、今後とも法令を遵守しながら、時差出勤制度の活用等さらなる削減に努めます。

職員数については、採用を消防職の欠員補充に限定し、また、勧奨・希望退職者が増加した結果、定員適正化計画を上回るペースでの減少となりました。

なお、平成19年度及び20年度の時限措置として、勧奨退職の場合の割増率の引上げ（年2% 5%；50%を上限）と適用年齢の引下げ（50歳 45歳）を実施することとします。

定員適正化計画における職員数の推移 (人)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	累計
当初計画	職員数	587	576	563	548	527	
	削減数	4	11	13	15	21	64
18年度実績	職員数	583	560	549	534	515	
	削減数	8 (4)	23 (12)	11 (2)	15 (0)	19 (2)	76 (12)

注1) 各年度の4月1日現在の全会計職員数。三役と教育長を除く。

注2) 定年退職予定者の見込人数で作成

注3) 「削減数」欄の括弧書きは、当初計画と18年度実績との差額

特別職のうち、副町長二人制の見直し（平成20年10月～）及び議員定数の削減（平成21年4月～；6名減）の効果額が新たに反映されます。

[目標効果額] (百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	386	375	366	359	1,486
18年度実績	376	(364)	(361)	(351)	1,452
19年度以降 (計画見直し後)		0	5	33	38

注1)括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

(2) 給与の適正化

新・目標効果額 0百万円

【当初計画】

本町の給与制度を国家公務員給与制度の準拠を基本とし、町民の理解が得られるような給料や諸手当の適正化に努める。

ア 定年退職時特別昇給の廃止

イ 特殊勤務手当の見直し

ウ 合併前の職員間の給与格差の是正

【評価結果】

国に準じて給与構造改革⁹を実施しました（平成18年4月～）、
 定年退職時特別昇給を廃止しました（平成18年3月末～）、
 救急救命士手当を月額制から出勤回数に応じた支給に見直しました（平成18年1月～）、
 旧町間の職員給の格差是正を実施しました（平成18年4月～）、
 平成19年度以降は、定年前退職時（勸奨退職）特別昇給を平成20年3月末から廃止し、また、特殊勤務手当の見直しを引き続き実施します。

[目標効果額] (百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	定年退職時特別昇給の廃止	-	-	-	-	0
	時間外勤務手当の削減	-	-	-	-	0
	特殊勤務手当の見直し	-	-	-	-	0
	旧町間の職員給の格差是正	-	-	-	-	0
	計	0	0	0	0	0
18年度実績	定年退職時特別昇給の廃止	1	(1)	(1)	(1)	4
	時間外勤務手当の削減	15	(16)	(17)	(17)	65
	特殊勤務手当の見直し	1	(1)	(1)	(1)	4
	旧町間の職員給の格差是正	10	(0)	(0)	(0)	10
	計	7	18	19	19	63
19年度以降 (計画見直し後)	勸奨退職時特別昇給の廃止		0	0	0	0

注1) 括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2) 「19年度以降」欄は、新規・拡充分の効果額が百万円未満につき「0」表示

給料カットの取組みにより、非現業職のラスパイレス指数¹⁰が90台を下回り、職員給料は県内で最低水準となりました。

ラスパイレス指数の推移

区 分	16年度	17年度	18年度
新上五島町	95.3	95.0	86.0
県内平均	94.7	95.1	95.6

注) 各年度4月1日現在の数値

(3) 物件費（内部管理経費）の削減

新・目標効果額 1.4百万円

【当初計画】

予算編成時において、要求上限を設定して内部管理経費の削減に努める。

- ア 平成18年度～20年度……17年度当初予算額の20%減（固定経費除く。）
- イ 平成21年度……17年度当初予算額の10%減（ " ）

9 平成17年度人事院勧告において示された、俸給制度、手当制度全般にわたる抜本的な改革を行おうとする取組みで、特に、地域ごとの公務員給与のあり方等を踏まえた見直しを行うこと。具体的には、民間賃金の低い地域を考慮して、給料表の水準を全体として平均4.8%引き下げるとともに、民間賃金が高い地域には、3%から最高18%の地域手当を新設すること、現行の号俸を4分割し、職員の勤務実績が反映される昇給制度を導入すること等の改革を行うもの

10 地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したもの

【評価結果】

平成18年度の実績は、計画を上回る削減額となっています。

個別の取組事項としては、

- a) 旅費の見直し（日当・宿泊料を一律20%カット。特別職を引き下げて一般職と同額化）
- b) コピー機、ファクスの再リースの推進
- c) 温水プールの指定管理制度の導入
- d) 有川火葬場の休止
- e) 庁舎・施設設備の保守点検業務の一括契約化 等

平成19年度以降は、長期継続契約制度¹¹や平成20年度から本格導入する行政評価制度を積極活用し、内部管理経費の一層の抑制に努めます。

[目標効果額] (百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	403	403	403	323	1,532
18年度実績	462	(434)	(447)	(371)	1,714
19年度以降 (計画見直し後)		0	6	20	14

注1)括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

公共施設の統廃合の促進

次表のように休廃止（予定）となった施設もありますが、これらは施設の諸事情による場合、公営住宅や保育所のように統廃合計画・指針による場合など、現時点における所管部署の取組みにはバラツキが見られます。

現時点で休廃止済（予定）の施設

区分	名称
廃止	図書館新魚目分館、上五島公民館上郷分館、新魚目公民館魚目分館、同北魚目分館、神部災害団地、佐尾災害団地、上五島老人福祉センター「たかのし荘」、奈良尾保育所、神ノ浦へき地保育所(旧有川町)
休止	有川火葬場、奈良尾温泉センター宿泊部門、奈良尾ふるさと案内館、浜ノ浦へき地保育所、若松ディアパーク

注)平成19年9月1日現在

そこで全庁的な取組みとして、合併時に引き継いだ全施設について、合併後10年間における存廃・整備の必要性和維持管理に要する経費の推移を考慮し、平成19年度中に公共施設統廃合計画（仮称）を策定して、順次、施設の統廃合、民間移譲等に着手することとします。

¹¹ 地方公共団体の会計年度は、地方自治法に基づき毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとされており、このため、締結する様々な契約も、この原則に基づいて一般的には年度内を期間とする契約となる。長期継続契約は、この例外として会計年度を超える期間の契約締結を可能にする制度であり、従来、電気やガスの供給、不動産の賃借に限られていたが、各地方公共団体の条例によって、物品のリース契約や年間業務委託契約等の複数年契約が可能となった。

統廃合、民間移譲等の検討対象候補一覧

区分	施設名	施設数
庁舎	本庁、支所、出張所、消防本署、若松支署、北魚目救急分遣隊	9箇所
観光商工関連	国民宿舎、奈良尾温泉センター、五島うどんの里、海水浴場施設、ターミナル、産業支援センターなど	27箇所
保健福祉関連	老人ホーム、福祉センター、憩いの家、生活館、保育所、児童館、介護施設、診療所、福祉作業所	43箇所
生活関連	ごみ・し尿処理施設、浦浜地区下水処理施設、火葬場、町営住宅、普通住宅、公園、水道施設など	149箇所
農林水産関連	椿油加工場、メル・カピィあおかた、家畜診療所、漁業センター、栽培漁業センター、水産加工施設など	41箇所
消防関連	消防団詰所、奈良尾地区消防会館	72箇所
教育関連	幼稚園、小学校、中学校、教員住宅、公民館、図書館、運動場、体育館、給食センター、プールなど	321箇所
その他	離島開発センター、消防待機宿舎	6箇所

計) 668箇所

(4) 普通建設事業費の抑制

新・目標効果額	55百万円
---------	-------

【当初計画】

毎年度の町債の発行上限を7億円、一般財源ベースで1億円の枠(以下「通常枠」という。)を設けて普通建設事業費の抑制を図る。

【評価結果】

平成18年度は、新発債ベースで当初計画に沿った実績となりました。

平成19年度以降については、現下の厳しい島内経済の活性化、雇用・地場産業の創出等が見込まれる分野への戦略的・重点的投資に柔軟な対応ができるよう見直しを行います。

(a) 通常枠の拡大(平成20年度～)

島内経済の活性化への対応として、波及効果の大きい工種を重点実施するため通常枠を拡大します。

町債発行上限; 7億円 10億円(3億円増)

一般財源枠; 1億円 1億1千万円(1千万円増)

(b) 戦略的・重点的事業枠の事業特定(平成19年度～)

上記(a)の通常枠とは別に、行財政改革と地域振興の調和の観点から、戦略的・重点的事業枠を平成19年度当初予算から新設しました。

そこで今回の改訂に合わせて、特枠の対象事業を限定列挙し特定することとします。

戦略的事業

しんうおのめ温泉荘改築事業

重点的事業

有川小学校屋内運動場補強・大規模改造事業

東浦小学校屋内運動場補強・大規模改造事業

東浦小学校校舎補強・大規模改造事業

若松中学校(管理棟)補強・大規模改造事業

北魚目中学校屋内運動場補強・大規模改造事業

奈良尾小学校校舎補強・大規模改造事業

投資的経費の推移

(百万円)

区 分		18年度	19年度	20年度	21年度	
当初計画	事業費	984	1,256	1,159	990	
	(町債)	536	508	463	419	
18年度実績	事業費	1,553				
	(町債)	532				
19年度以降 (計画見直し後)	通常枠	事業費		1,707	2,067	1,499
		(町債)		701	1,000	896
	戦略重点枠	事業費		0	138	873
		(町債)		0	93	617
	計	事業費		1,707	2,205	2,372
		(町債)		701	1,093	1,513

注1)「町債」欄には、減税補てん債、臨時財政対策債、合併特例基金・ふるさと融資分は含まず。

注2)「19年度以降」欄は、計画見直し後の拡充分の事業費を反映させている。

(5) 公債費の抑制

新・目標効果額 110百万円

【当初計画】

起債制限比率の急激な上昇を抑えるため、公債費適正化計画に基づき適正管理に努める。

ア 繰上償還

平成17年度末に4億8千8百万円の繰上償還を実施する。

イ 償還期間の延長

平成20年度前後にピークを迎える公債費の平準化を図り、単年度負担を軽減するため、平成18年度末に88億3千1百万円の借換債(民間資金)を発行し、既発債(政府資金)の償還期間の繰延べを実施する。

【評価結果】

平成18年度は、当面の財源確保の観点から、借換債の発行を当初計画よりも半期前倒して、平成18年9月末に実施しました(借換債発行額;40億6千4百万円)。

その結果、平成18年度の起債制限比率は、単年度で12.7%、3カ年平均でも14.8%と改善し、基本方針の14%未満を平成19年度に達成できる見通しとなりました。

平成18年度から新たな指標として実質公債費比率¹²が導入されましたが、この指標では、これまで対象とされていなかった公営企業債の元利償還金に対する繰出金、債務負担行為に基づく支出のうち償還補助・利子補給等を準元利償還金として、公債費に含める取扱いとなっています。

本町の実質公債費比率が、17.9%(平成18年度)と県内で最も高い水準であることから、今回の見直しにあたっては、当該指標の指導基準である18%を目安として、基本方針に『実質公債費比率17%未満の早期達成』を追加することとします。

そこで平成19年度以降、公債費の抑制に向けた取組みを加速するため、減債基金等を活用して、平成21年度までの3カ年の合計で2億4千2百万円の繰上償還を追加実施します(政府資金の特例償還分を含む。H19;2億円、H20;2千4百万円、H21;1千8百万円)。

12 実質公債費比率が18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となり、25%以上になると地域活性化事業等の単独事業に係る地方債が制限され、35%以上の団体は、これらに加えて一部の一般公共事業債等についても制限される。

[目標効果額] (百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	0	275	295	303	873
18年度実績	222	(298)	(158)	(165)	843
19年度以降 (計画見直し後)		0	55	55	110

注1)括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

今後の起債制限比率等の推移 (%)

区 分		17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
当初計画	起債制限比率	15.5	16.8	16.2	15.6	13.8
計画見直し後	起債制限比率	15.3	14.8	13.7	13.4	13.9
	実質公債費比率	17.6	17.9	16.7	16.3	16.6

注1)表中は起債制限比率、実質公債費比率の3カ年平均を計上

注2)「当初計画」の数値は平成17年度における見込値を計上

注3)「計画見直し後」の17年度・18年度の数値は決算値。19年度以降は見込値

(6) 総合計画実施計画の財源

【当初計画】

総合計画実施計画に要する財源のうち、

ア ハード事業；町債の発行上限額7億円、一般財源額枠1億円（再掲）

イ ソフト事業；新規事業については、物件費の予算要求上限（シーリング）によって生まれる財源をもって充当する。

【評価結果】

平成18年度は、当初計画に沿った充当額となりましたが、特に普通建設事業（ハード事業）については、合併後の新町建設に必要とされる事業量を十分確保するまでに至っておりません。

平成19年度以降、ハード事業については、前記(4)の「(a)通常枠の拡大」、 「(b)戦略的・重点的事業枠」の新設など、収支状況と公債費の適正化を考慮しながら、総合計画実施の財源確保に努めることとします（再掲）。

(a) 通常枠の拡大（平成20年度～）

町債発行上限；7億円 10億円（3億円増）

一般財源枠；1億円 1億1千万円（1千万円増）

(b) 戦略的・重点的事業枠の新設（平成19年度～）

上記(a)の通常枠とは別に、行財政改革と地域振興の調和の観点から、特別枠を新設し、総合計画に計上されたハード事業を限定実施します。

ソフト事業についても、平成19年度から戦略的・重点的枠を設けて、物件費や補助費等のシーリング除外経費扱いで財源確保に努めています。

2 受益者負担の適正化及び施策の見直し（町民負担）

(1) 使用料・手数料の見直し

新・目標効果額	20百万円
---------	-------

【当初計画】

公共施設等の利用者負担の適正化の観点から、料金設定で原価との乖離がみられるもの、政策的配慮から特別に無料化・減免措置が講じられているものを、原則として3年間隔で見直しを実施します。

【評価結果】

平成18年度の使用料・手数料全体としては、しんうおのめ温泉荘の利用者の減、温水プールの指定管理制度移行に伴う減額等から、実績額は当初計画を下回りました。

料金の見直しについては、使用料・手数料等審議会から答申を受け、「使用料・手数料の見直しに関する基本方針」を策定し、原価主義¹³に基づく料金改定、旧町間の格差是正を実施しました（新料金は平成19年4月から適用）。

特に、し尿処理業務の有料化を図るとともに、減免措置については減額基準や免除対象の見直しに着手しました。

平成18年度の料金改定

- ・使用料；67施設 / 224件
- ・手数料；22事務 / 22件

平成19年度以降、今回の料金改定の効果額が反映されますが、改定の一部見送り、町民負担の激変緩和措置などから、当初試算した額を確保することは難しいと考えます。

次回改定を平成22年度に行う予定ですが、今回改定を見送った一般廃棄物処理手数料（ごみ袋、破碎処理等）については、今後増嵩が見込まれる処理施設の維持コストを考慮し、平成21年度までに見直すこととします。

[目標効果額] (百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	13	176	174	174	537
18年度実績	0	(61)	(65)	(65)	191
19年度以降 (計画見直し後)		0	0	20	20

注1)括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

13 公共施設の使用料・事務手数料の算定に際し、当該料金がサービス提供に要した原価に基づいて決定されるという考え方のこと。

【当初計画】

ア 町単独の補助金・助成金については、予算要求上限(シーリング)を設定して、平成17年度当初予算額の10%相当額を削減する。

イ 負担金や扶助費(町単独分)についても、支出先の状況を考慮しながら見直す。

【評価結果】

平成18年度の補助費等全体としては、計画策定後に国庫補助の離島漁業再生交付金が増額されたことから、交付総額が当初計画を上回りました。

そのうち、町単独の補助金・助成金については、町補助金等交付基準¹⁴による見直しを進めたことから、ほぼ計画どおりの削減額となっております。

なお、複数課で所管していたイベント助成は、これらを統合して、平成18年度に作成したイベント助成調整指針¹⁵による一括りの枠配分方式に改めました。

補助金・助成金の交付実績と見直し状況 (百万円)

交付実績	17年度	18年度	対前年度比		
			対前年度比	対前年度比	
交付総額	647	619	28	4.3%	
国庫支出金	208	240	32	15.4%	
その他	129	108	21	16.3%	
一般財源	310	271	39	12.6%	
交付件数	136件	119件	17件	12.5%	
平成18年度の見直し状況					
	廃止	統合	科目見直し	縮小見直し	新規事業
	24件	5件	3件	50件	15件

注)各年度の決算額(速報値)を計上

また、扶助費全体としては、対象者の増加等により支給総額が計画を上回りましたが、町単独分について敬老祝い金の一部見直しを実施しました。

平成19年度以降は、引き続き、助成団体の自立促進を含めた運営費補助のあり方を中心に見直しを進めますが、平成18年度の実績や今後の効果見込額を考慮し、新規又は追加的な取組みは見送ることとします。

町単独の扶助費については、行政評価制度を活用して、制度創設時の経緯や経済情勢を考慮しながらサービスの対象者や提供手法の検討を行い、現状に合った制度に改めます。

[目標効果額] (百万円)

区分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	56	107	110	112	385
18年度実績	71	(88)	(110)	(112)	381
19年度以降		-	-	-	-

注)括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

14 新上五島町行政改革推進委員会からの中間報告を受け、平成17年11月に策定した町単独の補助金等全般の取扱指針のこと。
内容としては、サンセット方式(終期設定)の導入や助成割合の明示、補助先の財務状況の把握など見直し基準を明確化している。

15 予算を一括りの枠配分としたことから、関係課が要望団体に対して当該予算枠を配分する際の目安のこと。

【当初計画】

一般会計から各特別会計への繰出金のうち、赤字補填分については、人件費の抑制、受益者負担の適正化等による経営の効率化に努め、国が定める繰出基準¹⁶の範囲を超えない額を目指す。

繰出基準がない事業についても最小限の繰出額となるよう見直しを行う。

【評価結果】

簡易水道

(a) 平成18年9月から、基準超過額の解消と旧町間の格差是正を図るため、簡易水道経営健全化計画に基づく料金改定を実施しました。引上率の高い地区に激変緩和措置を講じたため、町内全域が同一料金になるのは平成21年度からとなります。併せて、隔月検針制を導入し委託料の縮減に努めたほか、人員配置の適正化による人件費の削減に取り組みました。

(b) 平成19年度以降は、簡易水道経営健全化計画をローリングしながら、特殊勤務手当の見直し等経営の効率化に努めるほか、国の特例措置を活用し、高利の政府資金（簡易水道事業債；H19～H21の計7億7千3百万円）を補償金なしで低利の民間資金に借り換えて、公債費利払いの縮減を図ります。

旅客船運行事業（若松地区）

(a) 平成18年度は、欠員補充を臨時職員で対応し人件費の削減に努めたものの、料金体系の見直しは未実施となりました。

(b) 平成19年度以降は、交通体系再編協議会の審議を経た上で、平成20年度中に町単独航路（若松～宿ノ浦・白魚間）を抜港とし、当該区間を陸上交通手段に切り替えます。

国民健康保険

(a) 平成18年度は、国保税にかかる合併後の経過措置の終了に伴い、4月から新たな税率で一本化を図りましたが、一般被保険者数の減少、所得の落込み等により税収入が減少したことから財政調整基金の取崩しで対応しました。

(b) 平成19年度以降については、引き続き、医療費の抑制に取り組むほか、国保財政の基盤強化を図るため、国民健康保険運営協議会の審議を経た上で、平成20年度から税率の見直しを行います。

国保診療所（若松、新魚目地区）

当初計画では、平成19年度から若松・新魚目の両診療所の入院部門を廃止する予定でしたが、現在進められている県立病院・離島医療圏組合病院改革の影響から実施を見合わせております。

今後、医療体制の在り方検討委員会での審議を経た上で、平成21年度までに入院部門の廃止を含めた新たな経営健全化策を講じることとします。

土地造成事業

(a) 平成18年度は、ガーデンロード桜坂の土地売却代金（1億2千5百万円）を一般会計から戻し入れて、繰上償還を実施し、公債費の縮減を図りました。

(b) 平成19年度以降は、毎年度の償還額相当分（5区画）の販売件数を確保するとともに、さらなる上積みを図るため積極的な販売方策を検討します。

¹⁶ 地方公営企業は、受益者負担を原則とする独立採算制を建前とするが、民間企業とは異なる特殊性から、その経費の一部について一般会計が負担又は補助し、残りの経費について料金で回収することとされている。一般会計が負担又は補助すべき経費は、経費の性質上経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、若しくは地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費であり、これら負担区分については、いわゆる「繰出基準」として、毎年、総務省通知で示される。

[目標効果額]

(百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	86	218	379	400	1,083
18年度実績	59	(96)	(104)	(99)	358
19年度以降 (計画見直し後)		0	43	146	189

注1)括弧書きは、18年度の取組実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

3 その他の取組み

(1) 収納率向上対策の強化

新・目標効果額

6 百万円

【当初計画】

- ア 町税については、公平性の観点から徴収体制を強化し、厳正な滞納処分に取り組みなど収納率の向上を目指す。
- イ 国保税、保育所負担金、住宅使用料等についても、税務当局との連携を密にしながら、収納体制の整備や口座振替の利用促進など増収に努める。
- ウ 町税等の収納率向上による増収額は、今後の三位一体改革の影響等も考慮し、現段階では財源対策としては見込まないこととする。

【評価結果】

平成18年度は、6月の組織改正によって税務課内に収納対策班を新設し、滞納者の財産調査や差押えを実施するなど一定の成果をあげているが、島内経済の低迷を主因とする滞納者の増加により、町税の徴収率（現繰計）は昨年度より低下しました。

滞納繰越分については、町税・国民健康保険税のいずれも昨年度に引き続き徴収率が向上しました。

徴収率の推移

(%)

区分	16年度	17年度	18年度	H17-H16	H18-H17
町税（現繰計）	93.5	93.6	93.0	0.1	0.6
現年度分	98.6	98.6	98.4	0.0	0.2
滞納繰越分	5.4	10.1	11.7	4.7	1.6
国保税（現繰計）	79.8	79.0	82.1	0.8	3.1
現年度分	94.6	95.5	96.0	0.9	0.5
滞納繰越分	5.4	8.4	10.2	3.0	1.8

平成19年度に本格実施された所得税から町民税への税源移譲は、これまで国庫補助負担金として満額が自動的に収入されてきた財源が、自治体の徴収努力によって確保しなければならないことを意味し、さらなる徴収能力の向上が求められています。

そのため、町税については、平成19年度以降の徴収率向上に向け、徴収率向上対策計画（仮称；平成19年度～21年度）を策定し、当該計画に掲げる目標の達成につながる取組みを実施します。

国民健康保険税については、組織人員も含めて税務部門と連携した取組みを強化します。

現在、両部門とも平成19年10月から導入した「時差出勤制度」を活用し、夜間徴収の強化に取り組んでおります。

また、町営住宅使用料についても、引き続き、目標額を定めて未収金解消に努めます。

国の三位一体改革が一巡したことから、町税等の収納率向上対策による増収額を財源対策として見込むこととします。

[目標効果額] (百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	-	-	-	-	0
18年度実績	17	(21)	(21)	(21)	80
19年度以降 (計画見直し後)		0	3	3	6

注1)括弧書きは、18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

(2) 未利用財産の売却等

新・目標効果額 17百万円

【当初計画】

利用予定のない町有地（普通財産）を改めて精査し、売却等が可能な財産については、積極的な売払いや有効活用を進める。

【評価結果】

平成18年6月の組織改正で監理課内に管理・管財班を新設し、物件情報の一層の周知を図るため地区回覧や町広報紙、町ホームページへの物件紹介を行ったほか、分譲宅地にかかる条件撤廃を行うなど販売促進に努めました。

平成18年度実績としては、厳しい島内経済を反映して売却件数が伸び悩み、計画額を下回る結果となりました。

平成18年度の売却等実績（貸付は他課分含む。）

- ・土地売却 14区画 14百万円
- ・建物貸付（新增分） 5百万円

平成19年度以降は、購買意欲を高める対策を展開するため、町内の経済情勢を考慮しながら、地価が下落した物件について価格の見直しを検討します。

その他の取組みとして、平成19年10月から町広報紙に企業CMの有料掲載を開始しました。

[目標効果額] (百万円)

区 分	18年度	19年度	20年度	21年度	累計
当初計画	29	29	29	30	117
18年度実績	19	(15)	(14)	(13)	61
19年度以降 (計画見直し後)		0	9	8	17

注1)括弧書きは、平成18年度の実績のうち19年度以降も効果が継続する額を計上

注2)「19年度以降」欄には、計画見直し後の新規・拡充分の取組みによる効果額を計上

(3) 基金の活用

【当初計画】

特定目的基金について、今後の事業実施の有無等を再検討し、廃止可能な基金を財源調整分として活用を図る。

【評価結果】

平成18年度は、特定目的基金のうち、まちづくり基金を1億円取り崩して地域振興費へ直接充当し、実質上、財源調整分としての活用を図りました。

平成19年度以降、特定目的基金については、今後の金利情勢を考慮しながら、合併特例債を活用した基金造成(平成19年度;10億円)や設置条例の見直しなど拡充と積極活用を検討します。

特定目的基金の推移(年度末現在高) (百万円)

区分	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
当初計画	469	261	256	136	132
18年度実績	565	451			
19年度以降			1,402	1,408	1,414

注)17年度と18年度は決算額、それ以降は見込額を計上

後年度において可能な限り現在のサービス水準を維持していくため、今後、収支見通しを上回る余剰財源を生じた場合には、財政調整基金の積立てを行うことを原則として、年度間の財源調整機能の拡充に努めることとします。

第3 財政健全化対策の状況(負担割合)

当初計画の策定にあたって、財政健全化策による町民生活への影響を最小限にするため、役場内部の削減努力を大前提として、「財源対策の50%以上は役場内部の努力で生み出すこと」を基本方針に掲げて取り組んでまいりました。

今回の計画見直し後の財源対策の負担割合は、次のとおりとなります。

財政健全化対策の負担割合

区分	役場内部の改革 改善 (内部努力)	受益者負担の 適正化等 (町民負担)	その他の取組み	計
当初計画	3,891百万円	2,025百万円	117百万円	6,033百万円
	64.4%	33.5%	2.1%	100.0%
18年度実績 (19年度以降の効果継続分含む)	4,072百万円	957百万円	141百万円	5,170百万円
	78.7%	18.5%	2.8%	100.0%
19年度以降 (計画見直し後の新規・拡充分)	107百万円	209百万円	23百万円	339百万円
	31.5%	61.6%	6.9%	100.0%
+	4,179百万円	1,166百万円	164百万円	5,509百万円
	75.8%	21.1%	3.1%	100.0%

注1)表中の上段には目標効果額の合計値を、下段には構成比をそれぞれ計上

注2)「18年度実績」欄は、18年度実績及び19年度以降も継続する効果見込額の合計

注3)「19年度以降」欄は、計画見直し後の新規・拡充による取組みの効果見込額を計上

計画見直し後の本町財政の姿

第1 新たな中期財政収支見直し

計画見直し後の取組みによる効果額を反映させた「新たな中期財政収支見直し」は、次のとおりです。

各年度の収支は、公債費の繰上償還の追加実施（H19～H21；2億4千2百万円）、退職手当負担金・猶予分の一括払い（H20；3億円）といった特殊事情を除けば、概ね均衡が保たれています。調整後の収支でも、目標期限の平成21年度には基金調整なしで決算が黒字化する見込みとなっております。

新たな中期財政収支見直し＜計画見直し後＞ （百万円、％）

区 分		18年度決算		19年度決算見込		20年度計画		21年度計画	
		(初年度)	前年比	(2年度)	前年比	(3年度)	前年比	(4年度)	前年比
歳 入	町税	2,693	1.3	2,670	0.9	2,559	4.2	2,501	2.3
	譲与税・交付金	630	5.9	447	29.0	447	0.0	447	0.0
	地方交付税	9,470	4.3	9,404	0.7	9,355	0.5	9,076	3.0
	国・県支出金	1,824	35.2	1,892	3.7	2,073	9.6	1,814	12.5
	繰越金	207	31.9	199	3.9	100	49.7	0	皆減
	町債	532	67.5	1,671	214.1	1,093	34.6	1,513	38.4
	その他	864	20.8	975	12.8	913	6.4	901	1.3
	歳入総額	16,220	10.8	17,258	6.4	16,540	4.2	16,252	1.7
歳 出	義務的経費	9,075	7.0	9,283	2.3	9,388	1.1	8,777	6.5
	人件費	4,031	3.3	3,926	2.6	4,189	6.7	3,791	9.5
	扶助費	1,089	5.1	1,125	3.3	1,120	0.4	1,120	0.0
	公債費	3,955	16.0	4,232	7.0	4,079	3.6	3,866	5.2
	うち繰上償還	0	皆減	258	皆増	24	90.7	18	25.0
	投資的経費	1,553	40.4	1,707	9.9	2,205	29.2	2,372	7.6
	その他の経費	5,508	6.0	6,523	18.4	5,274	19.1	5,092	3.5
	物件費	2,274	7.6	2,300	1.1	2,256	1.9	2,190	2.9
	補助費等	1,311	6.6	1,433	9.3	1,428	0.3	1,425	0.2
	繰出金	1,608	15.6	1,526	5.1	1,473	3.5	1,359	7.7
	その他	315	47.9	1,264	301.3	117	90.7	118	0.9
	歳出総額	16,136	11.4	17,513	8.5	16,867	3.7	16,241	3.7
収支差引 - =	84		255		327		11		
基金調整額	115		255		327		0		
調整後の収支 +	199		0		0		11		

（百万円）

基金残高	18年度決算	19年度決算見込	20年度計画	21年度計画
年度末計	1,811 (2,086)	2,688 (3,163)	2,367 (2,842)	2,373 (2,848)
財政調整基金	602	728	401	401
減債基金	758	558	558	558
特定目的基金	451	1,402	1,408	1,414
町債残高	35,889 (41,521)	34,431 (39,757)	32,523 (37,563)	31,227 (36,014)
起債制限比率	14.8%	13.7%	13.4%	13.9%
実質公債費比率	17.9%	16.7%	16.3%	16.6%

注1) 普通会計ベースの数値を計上している。

注2) 繰入金は、各年度の収支を明確にするため「基金調整額」として外出している。

注3) 「基金残高」「町債残高」欄の括弧書きは、全会計の年度末現在高(見込額)を計上

第2 今後の展望について

1 見えてきた再建への道筋

今後の展望としては、財政再建元年となった平成18年度計画がほぼ達成されていること、三位一体改革などの地方財政改革が一巡し、ここ数年のような歳入面での大きな変動要因も見当たらないことから、引き続き財政健全化の枠組みを堅持できれば、目標期限の平成21年度には財政再建が果たされるものと考えます。

ただ、これからの見通しが決して明るい状況に変わったわけではありません。

想定外の地方財政制度改革の影響も否定できませんし、町財政の最大の課題である公債費の割合は依然危険水域のままです。

また、人件費の抑制策のうち、一般職給与の一律10%カットについては、平成21年度までの適用としていることから、平成22年度以降の収支見通しを十分精査した上で、第2次財政健全化計画の策定が検討される可能性も残されております。

2 再建から健全化へ

平成21年度を期限とする現健全化計画は、今、折り返し地点にあります。

この計画は、合併直後の危機的な財政状況を打開するため、緊急避難的な措置を中心として構成されています。

今後われわれは、これまで進めてきた「再建」に重きを置いた取組成果を踏まえつつ、徐々に「健全化」の取組みへと軸足を移していくことが求められております。

当面、平成20年度から本格導入する行政評価制度を全部門に浸透させ、事業執行に対する職員の意識改革に努めるとともに、中長期の課題の一つである公共施設の統廃合への対応を「健全化」に向けた試金石と位置付け、全庁挙げた取組みを加速させてまいります。

【別表1】 当初計画による収支改善効果の実績及び見込額一覧

1 財源対策の目標額

(単位;百万円)

当初の中期財政収支見通し(計画実施前)による財源不足額	18年度	19年度	20年度	21年度	不足額計 (18~21年度)
	1,242	1,786	1,972	1,541	6,541

2 取組項目による効果額(計画実施後)

(単位;百万円)

大項目	小項目	内容	18年度 効果実績額	19年度 効果見込額	20年度 効果見込額	21年度 効果見込額	効果額計 (18~21年度) a	当初計画 (18~21年度) b	差額 a-b		
役場 内部の改革・改善 (内部の努力)	人件費の抑制	町長・副町長(20%;H17~)、収入役(20%;H19廃止)	8	15	15	15	1,452	1,486	34		
		一般職(10%;H17~)	344	327	325	316					
		管理職手当(平均50%;H17~)	24	22	21	20					
		(小計)	(376)	(364)	(361)	(351)					
	給与の適正化	国に準じた給与と制度の構築	定年退職時の特別昇給の廃止(H17.3~)	1	1	1	1	63	-	63	
			時間外勤務手当の削減(給料総額の2%枠)	15	16	17	17				
			特殊勤務手当の見直し	1	1	1	1				
			旧町間の給与格差の是正	10	0	0	0				
	(小計)	(7)	(18)	(19)	(19)						
	物件費の削減	保守点検業務等の発注方法の見直し	庁舎清掃・警備、コピー機器・パソコン再リース等の見直し	11	7	7	7	1,714	1,532	182	
			公共施設の見直し	1	9	15	15				
		旅費の見直し	施設の休止・統廃合(有川火葬場、奈良尾温泉センター宿泊部門、奈良尾ふるさと案内館、浜ノ浦へき地保育所、若松ディアパーク等)	10	6	1	4				
			指定管理制度への移行(温水プール、有川青少年旅行村、奈良尾ログハウス等)	1	3	3	3				
		業務の民営化・民間委託の推進	若松地区ごみ収集業務委託(H19~)	-	18	18	19				
		概算要求基準の設定	予算要求シーリング(H18~H20;H17当初予算比20%;H21:10%)による賃金、修繕料、委託料等の削減	459	403	403	323				
	(小計)	(462)	(434)	(447)	(371)						
	公債費の抑制	借換債の発行	償還期間の繰延べによる負担平準化(H18年9月に既発債41億円を借換え)	222	298	158	165	843	873	30	
	受益者負担の適正化 (町民負担)	受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し	原価主義による使用料・手数料(67施設・22事務)の改定、し尿処理手数料の新設、減免の見直し(H19.4~)	0	61	65	63	189	492	303
			施策の見直し	補助金・負担金(町単独分)の見直し	73	86	108	110	410	450	40
イベント助成調整指針による見直し(H18~)		2	2	2	2						
扶助費の見直し(町単独分)		敬老祝金の見直し等	-	9	8	8					
(小計)		(75)	(97)	(118)	(120)						
他会計繰出金の抑制		簡易水道	経営健全化計画による人員削減・料金改定(H18.9~)、隔月検針の実施(H19.4~)	37	77	85	80	358	1,083	725	
		旅客船運行事業(若松)	人件費の削減(臨時雇用化)	0	2	2	2				
		国保診療所(若松、新魚目)	人件費の削減等	12	3	3	3				
		土地造成事業	繰上償還の実施(H18;130百万円)	10	19	19	19				
		その他	ターミナル使用料の改定(H19.4~)	0	1	1	1				
(小計)	(59)	(96)	(104)	(99)							
その他の取組み	収納率向上対策の強化	町税徴収率の向上	徴収率95%(現繰計)を目標(H21までに)	12	19	18	18	80	-	80	
		国保税等徴収率の向上	徴収率90%(現繰計)を目標(H21までに)	4	1	2	2				
		町営住宅使用料の収納率向上	未収額(H17末現在;10百万円)の解消	1	1	1	1				
	(小計)	(17)	(21)	(21)	(21)						
未利用財産の売却等	遊休町有財産の積極処分	専門部署を設置し(H18.6~)、分譲地や遊休財産の現況調査、売却・貸借を推進	19	15	14	13	61	117	56		
計画実施による収支改善効果の実績・見込額計			1,237	1,404	1,307	1,222	5,170	6,033	863		

【別表2】 計画見直しによる収支改善効果の見込額一覧

1 新たな財源対策の目標額

(単位; 百万円)

時点修正後の中期財政収支見通し(計画見直し前)による財源不足額	19年度	20年度	21年度	不足額計 (19~21年度)
		0	411	244

2 新規・拡充分の取組項目による効果見込額(計画見直し後)

(単位; 百万円)

大項目	小項目	内容	19年度 効果見込額	20年度 効果見込額	21年度 効果見込額	効果額計 (19~21年度)	
役場 内部の 改革・ 改善 (内部の 努力)	人件費の抑制	副町長二人制の見直し	1人(H20.10~)	-	5	11	16
		議員定数の削減	6人(H21.4~)	-	-	22	22
	(小計)			(0)	(5)	(33)	(38)
	物件費の削減	長期継続契約による経費節減	ごみ処理・し尿処理施設の管理業務委託の長期継続契約化	-	6	20	14
	普通建設事業の抑制	通常枠の拡大、戦略・重点枠の新設	事業拡大に伴う一般財源の増分(H20~)	-	25	30	55
公債費の抑制	繰上償還の実施	2億4千2百万円の繰上償還の実施(H19~H21; 補償金なしの国特例分を含む。)	-	55	55	110	
受益者負担 の適正化・ 施策の見直し (町民負担)	受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し	一般廃棄物処理手数料(ゴミ袋)、破砕処理センター・ごみ処理施設持込料の見直し	-	-	20	20
	他会計繰出金の抑制	簡易水道	補償金なしの国特例措置を活用した高金利の既発債の低利借換えの実施(H19~H21; 7億7千3百万円)、特殊勤務手当の廃止	-	7	10	17
		旅客船運行事業(若松)	町単独航路(若松~宿ノ浦・白魚間)の抜港	-	5	10	15
		国民健康保険	国民健康保険税率の見直し	-	27	27	54
		国保診療所(若松・新魚目)	人員削減、入院部門の廃止	-	4	99	103
(小計)			(0)	(43)	(146)	(189)	
その他の 取組み	収納率向上対策の強化	町税徴収率の向上	時差出勤制度の活用による夜間徴収の強化	0	2	2	4
		国保税等徴収率の向上	徴収体制の整備、時差出勤制度の活用による夜間徴収の強化	0	1	1	2
		(小計)			(0)	(3)	(3)
	未利用財産の売却等	土地の積極的な売却、貸付け	分譲価格の引下げ、土地占用料の見直し	-	8	7	15
		町の広報媒体への広告掲載	広報紙に有料広告制度を導入(H19.10~)	0	1	1	2
(小計)			(0)	(9)	(8)	(17)	
計画見直し後の効果見込額計			0	84	255	339	

3 基金繰入れによる財源調整

(単位; 百万円)

基金の取崩し見込額	19年度	20年度	21年度	調整額計 (19~21年度)
		0	327	0

4 財源対策後の収支

(単位; 百万円)

1 + 2 + 3	19年度	20年度	21年度	収支計 (19~21年度)
		0	0	11